に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。	を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
十一～十三　（略）	十一～十三　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。